

「ぎふ性能表示材推進制度」 の概要

岐阜県林政部県産材流通課 ぎふ性能表示材認証センター

制度創設への取組みについて

【制度創設の背景】

- ·産地、合法性証明だけではブランド力が不足し、<u>他県産材との差別化が不十分</u>。
- ・相次ぐ法律の制定・改正により品質・性能表示された製品の要求が高まってきたが、JAS制度 だけでは<u>品質・性能表示された製品供給が間に合わない可能性がある</u>。
- ·JAS制度は年間経費·人材等条件で中小工場の負担が大きい。



<u>岐阜県内の中小製材工場でも品質・性能表示が可能な制度を創設し、JASと合わ</u>せて、高品質な製品の安定供給を目指す。

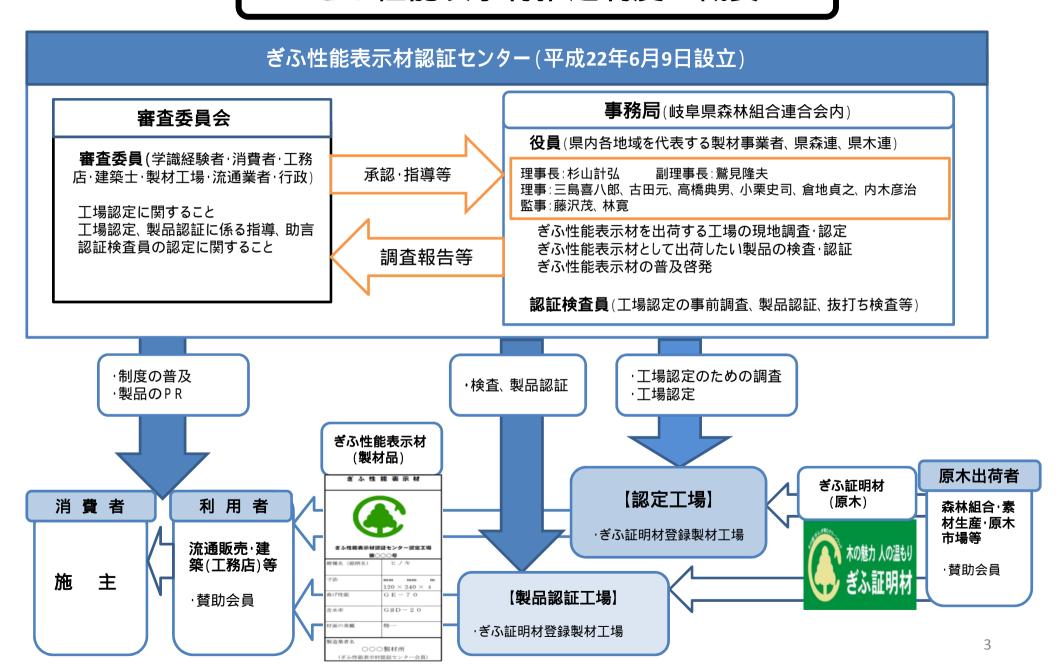
【制度設計方針】

- 1 「針葉樹構造用製材」のみを対象としてスタート
- 2 品質表示: <u>JAS目視等級構造用製材2級又は機械等級区分構造用製材</u>

に準ずる。

- 3 性能表示: ・含水率表示は必須。
 - ・<u>曲げ性能表示は梁桁等横架材では必須</u>(土台・大引きは除〈。)、 ・柱等縦使いは任意。
- 4 できるだけ経費負担の少ない制度。

ぎふ性能表示材推進制度の概要



ぎふ性能表示材出荷工場のタイプについて

出荷丁場は下記の2タイプ

1 認定工場(自社で製品認証できる工場)のタイプ

種工場(工場認定で現地調査をしない工場:年間経費3万円前後の見込)

*年会費2万円、出荷量賦課金(60円/m3)1万円程度

*対象:構造用製材JAS認定工場(JAS法による検査体制及び認定工場に品質管理体制があるため省略。)
・曲げ性能(ヤング係数)については、自社又は共同利用、若しくはセンター保有機器のレンタルを前提とした工場認定とする。

種工場(工場認定で現地調査を実施する工場:年間経費8万円前後の見込)

*年会費2万円、現地調査3万円、出荷量賦課金[60円/m3]3万円程度

*対象:構造用製材JAS認定を受けていない工場(造作用JAS、集成材JAS認定のみの工場も含む)

・曲げ性能(ヤング係数)については、自社又は共同利用、若しくはセンター保有機器のレンタルを前提 とした工場認定とする。

2 認定工場以外の工場(製品認証を受ける工場)のタイプ

- ・資格者がいない場合や、性能表示材を年に1回出荷するかわからない工場
- ・会員登録は必須。年会費2万円。

【認証を受ける方法(1回住宅1棟分200本で3万~4万円程度の見込み。)】

センター等からの出張製品認証

認証指定工場 への持ち込み製品認証

認証指定工場:グレーディングマシンを有する認定工場であって、製品の持ち込み認証を行える工場としてセンターが認定

認定工場の備えるべき要件

• 認定工場は以下の要件を満たしていなければならない

岐阜証明材推進制度登録事業者であり、かつ、県内事業者は県木連の木材 業登録済であること

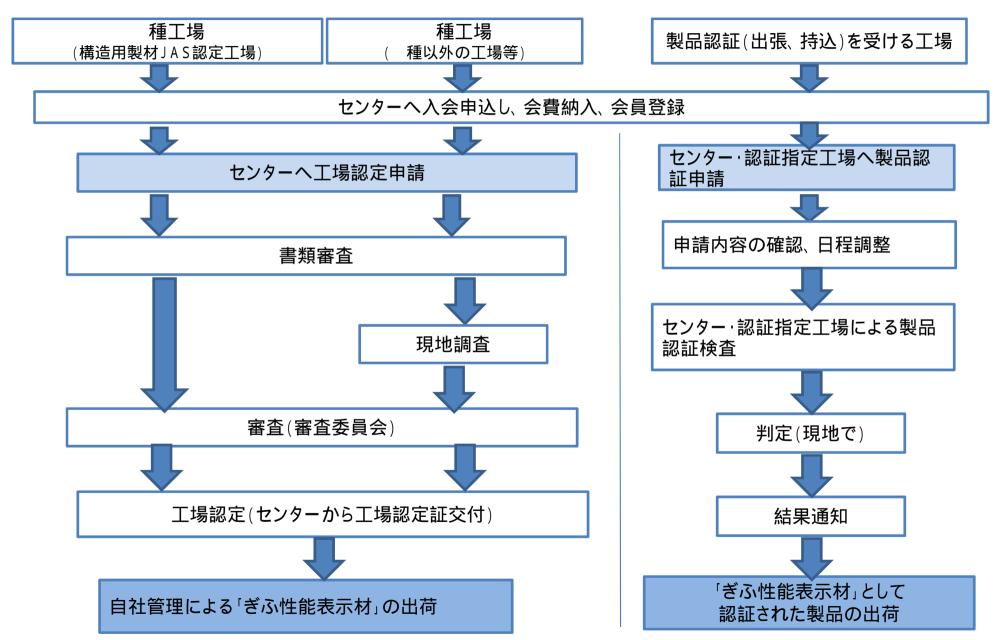
認定基準に定める品質基準及び寸法基準に適合する製品を製造及び管理できる機械及び施設を有していること

他の工場へ一部の工程を委託等する場合でも、製品の品質、性能についての管理ができ、責任をもって出荷できること。

含水率、材面の品質等

品質管理を行うことのできる体制が整備されていること JAS格付け資格者等・木材乾燥技術者

入会から申請、製品出荷までの流れ



含水率表示基準

乾燥材を認証材とする

天乾・人乾区別無し

- 1 天然乾燥・人工乾燥の区別はしない。
- 2 県産スギ横架材スパン表(県木連)と連動 乾燥材とはSD20またはD25以下
- 3 測定値による区分表示をする
- 4 <u>測定機器は(財)日本住宅・木材技術センター認定品とし、認定工場の所有は必須とする。(なお、他工場への委託乾燥は可とするが、自社所有の測定機で品質管理し、責任をもって出荷する。)</u>

含水率表示基準

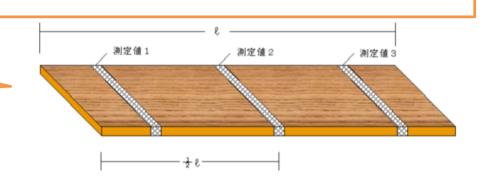
未仕上げ材	15%以下 20%以下 25%以下	GD - 20
仕上げ材	15%以下 20%以下	



含水率検査基準

検査方法

- ·測定箇所は3箇所
- ・測定値は平均値で
- ・住木センター認定品で測定



検査対象本数及び合格必要数量

次の表のとおりとし、合格率を100%とする。なお、50本以下については、全数検査。

検査対象本数(枚)	抜取数量	合格とする数量
~ 500	50	50
501 ~ 1,200	80	80
1,201 ~ 3,200	125	125
3,201 ~	200	200

曲げ性能表示基準

横架材は必須(甲種構造材構造用 (土台·大引きを除く)) その他構造材については測定・表示は任意

- 1 横架材は必須(土台、大引きを除く)
- 2 測定値による区分表示をする
- 3 曲げ性能測定機器はハンディタイプの共同利用やセンター貸与を可とする。
- 4 測定機器は(社)全国木材検査・研究協会認定品とする。
- 5 県産スギ横架材スパン表(県木連)と連動。







曲げ性能表示基準

曲げ性能表示基準

	基準		
表記方法	曲げヤング係数 (GPa又は10³N/mm²)	JAS区分	
GE-50	3.9以上 5.9未満	E50	
GE-70	5.9以上 7.8未満	E70	
GE-90	7.8以上 9.8未満	E90	
GE-110	9.8以上 11.8未満	E110	
GE-130	11.8以上 13.7未満	E130	
GE-150	13.7以上	E150	

同一荷口(バンドル·邸別等)で同一等級により 表示する場合の出荷基準

区分	E50 未満	E50	E70	E90	E110 以上	←実測等級
GE-110以上	E110未満は同梱しない				:ついて 上を保証	
GE-90以上	E90未満は同梱しない				全体について 90以上を保証	
GE-70以上	E70未満は[70未満は同梱しない 全1		҈体についてเ	-70以上を保	証
GE-50以上	同梱しない	全体についてE50以上を保証				

曲げ性能検査基準

検査対象本数及び合格必要数量

- ・全数を測定する
- ·出荷しようとする区分の基準を満たさなかった検査対象製品については出荷しない。 基準外製品は含めない

寸法:材面品質等表示基準1

曲げ性能(ヤング係数)を測定しない場合はJAS「目視等級区分構造用製材2級」、測定する場合は「機械等級区分構造用製材」を基準とする。

- 1 寸法や節、曲りなど品質基準はJASに準ずる。(寸法基準は若干変更)
- 2 材面の美観(上小節など化粧等級)は規定しない 表示は任意とする(=検査対象としない)

乙種(柱等縦使い)構造材品質表示基準(曲げ性能を測定しない乙種の例)

節	径比が40%以下であること。	繊維走行傾斜比	1:8以下であること。
集中節	径比が60%以下であること。	平均年輪幅	8mm以下であること。
丸身	丸身20%以下であること。	腐朽	程度の軽い腐れの面積10%以下 であること。
木口貫通割れ	長辺の寸法1.5倍以下であること。		程度の重い腐れがないこと。
材面貫通割れ	材長の1/6以下であること。	曲り	0.5%以下であること。 ただし仕上げ材にあっては0.2%以 下であること。
目まわり	短辺の寸法の1/2以下であること。	狂いその他欠点	顕著でないこと。

寸法:材面品質等表示基準2

甲種(梁桁等横使い)構造材品質表示基準(曲げ性能を測定する甲種の例)

節	径比が70%以下であること。	繊維走行傾斜比	特に基準なし
集中節	径比が90%以下であること。	平均年輪幅	特に基準なし
丸身	丸身30%以下であること。	腐朽	程度の軽い腐れの面積が腐れの存す
木口貫通割れ	長辺の寸法2.0倍以下であること。		る材面の面積の30%以下であって、 かつ、程度の重い腐れの面積が腐れ の存する材面の面積の10%以下であ ること。ただし、土台用にあっては、腐 れがないこと。
材面貫通割れ	材長の1/3以下であること。	曲り	0.5%以下であること。
目まわり	利用上支障のないこと。	狂いその他欠点	利用上支障のないこと。

^{*}上記基準については「曲げ性能を測定する乙種」も同じ

寸法:材面品質等表示基準3

甲種及び乙種構造材品質表示基準の寸法基準

区分			表示寸法との差
木口の 短辺及 び木	仕上げ材	75未満	+ 1.0 - 0
口の長辺		75以上	+ 1.5 - 0
	未仕上げ材	75未満	+ 制限無し - 0
		75以上	+ 制限無し - 0
材長			+ 制限無し - 0

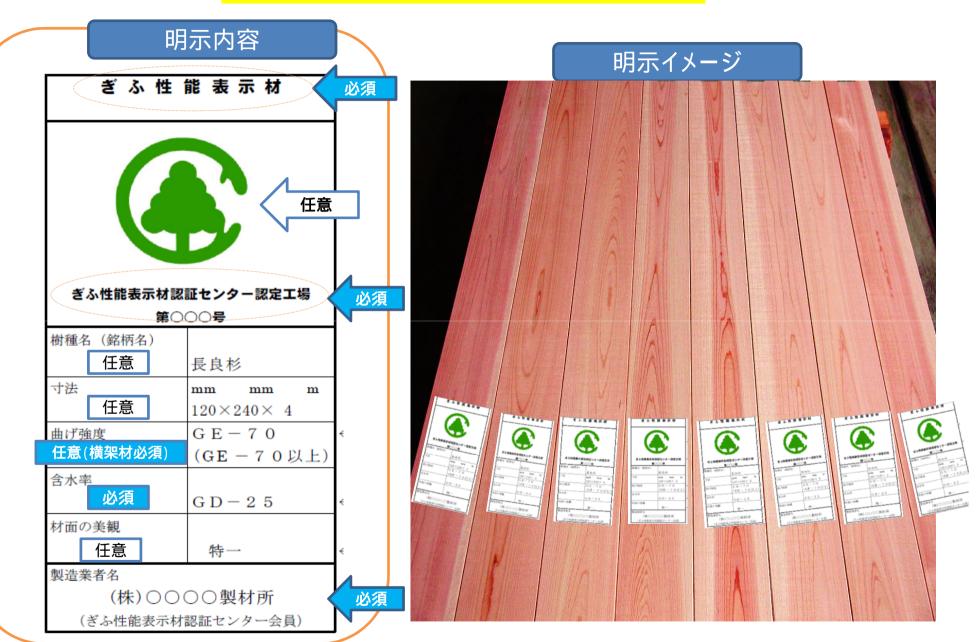
寸法·材面品質等検査基準

検査対象本数及び合格必要数量

· 含水率の検査基準に準ずる 抽出検査



ぎふ性能表示材の明示例



納品伝票等における証明方法例



認定工場番号等を明記

証明材登録番号に加え、認定工場(認証 指定工場含)の自主検査等による出荷の 場合、その認定工場番号。

証明材登録番号に加え、センター等の 出張検査による出荷の場合、その検査番号(センターから付与された番号)

「ぎふ性能表示材」を明記

「ぎふ証明材」に換え、「ぎふ性能表示材」と記載する。

購入者等は納品伝票等により「ぎふ性能表示材」を確認できる。

【明記方法(①又は②のいずれかの方法でよい)】

①備考欄に明記:伝票等の備考欄に「ぎふ性能表示材」を明記。

②伝票等の空欄に印等で明記: 伝票等の木材が全て性能表示材であれば、空欄に印

等を押して明記する方法も可

クレーム対応について

基本的事項として、ぎふ性能表示材に関する瑕疵等の責任は、製品を認証し、出荷した認定工場等に帰するものとする。

クレームを受けた場合には

認定工場等は、

消費者等からの「ぎふ性能表示材」に対する相談に誠意をもって対応する。また、消費者等から苦情・相談を受けた場合は、内容とその対応について、「消費者相談報告書」により、 遅滞な〈認証センターに報告することとする。

センターは、

事実関係を調査し、次の事項に関して対応を図る。

- (1)消費者からの苦情の内容等について
- (2)製造者(認定工場等)の苦情に対する対応(製品の回収・交換等)について
- (3)製造者(認定工場等)の指導・検査について
- (4)原因とその改善策等について

【対応結果について、業者が特定されない形で会員へ周知し再発防止を図る】

罰則規定

不誠実な対応など、制度の信用をおとしめるなどの行為があった場合、認定の取り消し等行う場合があります。

性能表示材の活用について

長期優良住宅等の性能評価を認定する機関及び<u>、県内外の工務店</u>、 設計士等へ制度を周知し、木造住宅における活用を促進。

地域の製材工場が活用されるよう、<u>県や市町村の建築工事等の仕様</u>書に明記されるよう要請。

<u>県産材流通課関連補助事業において、今後活用を義務化する。</u>

義務化予定の県産材流通課関連の補助事業は以下のとおり。



- (1)ぎふの木で家づくり支援事業(H23~)
- (2)産直住宅建設支援事業(H23~)
- (3)県産材需要拡大施設等整備事業(H22.7~義務化実施)
- (4)木造公共施設整備加速化事業(H22.7~義務化実施)
- * なお、各補助事業の平成23年度予算については現時点に おいて未確定であることをご承知おきください。